

經濟産業省告示第三十三号

電氣事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）
第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、
告示する。

平成十七年二月二十二日

学校の名称	学部・学科名	備考
新潟県立直江津工業高等学校	電氣科（全日制）	平成十七年三月までの卒業者については従前のおりとする